

6-1 介護予防認知症対応型通所介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>473単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>523単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>495単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>548単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>738単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>824単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>757単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>846単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>856単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>956単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>883単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>986単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>427単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>474単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>447単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>496単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>664単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>740単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>681単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>759単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>769単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>859単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>794単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>886単位</u></p> <p>ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）</p> <p>(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>246単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>260単位</u></p> <p>(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>258単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>272単位</u></p> <p>(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>411単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>434単位</u></p> <p>(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>422単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>445単位</u></p> <p>(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>482単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>510単位</u></p> <p>(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>498単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>526単位</u></p> <p>ホ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防</p>	<p>1 介護予防認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>471単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>521単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>493単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>546単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>735単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>821単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>754単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>842単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>852単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>952単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>879単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>982単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>425単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>472単位</u></p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>445単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>494単位</u></p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>661単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>737単位</u></p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>678単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>756単位</u></p> <p>(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>766単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>855単位</u></p> <p>(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>a 要支援1 <u>791単位</u></p> <p>b 要支援2 <u>882単位</u></p> <p>ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）</p> <p>(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>245単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>259単位</u></p> <p>(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>257単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>271単位</u></p> <p>(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>409単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>432単位</u></p> <p>(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>420単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>443単位</u></p> <p>(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>480単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>508単位</u></p> <p>(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合</p> <p>(一) 要支援1 <u>496単位</u></p> <p>(二) 要支援2 <u>524単位</u></p> <p>（新設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数</p>	
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>→大臣基準告示・百二十三の二</p>

6-2 介護予防小規模多機能型居宅介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</p> <p>（一）要支援1 <u>3,418単位</u></p> <p>（二）要支援2 <u>6,908単位</u></p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>（一）要支援1 <u>3,080単位</u></p> <p>（二）要支援2 <u>6,224単位</u></p> <p>ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要支援1 <u>421単位</u></p> <p>(2) 要支援2 <u>526単位</u></p> <p>ヌ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</u> <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</u> <u>イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u></p>	<p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</p> <p>（一）要支援1 <u>3,403単位</u></p> <p>（二）要支援2 <u>6,877単位</u></p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>（一）要支援1 <u>3,066単位</u></p> <p>（二）要支援2 <u>6,196単位</u></p> <p>ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要支援1 <u>419単位</u></p> <p>(2) 要支援2 <u>524単位</u></p> <p>（新設）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p>（一） <u>経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>（二） <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</u></p> <p>（三） <u>介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>（四） <u>介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</u></p>	<p>→大臣基準告示・百二十七の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

6-3 介護予防認知症対応型共同生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） <u>757単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） <u>745単位</u></p> <p>ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） <u>785単位</u></p> <p>(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） <u>773単位</u></p> <p>ル 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからイまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからイまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>○ 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただ</p>	<p>3 介護予防認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） <u>755単位</u></p> <p>(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） <u>743単位</u></p> <p>ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） <u>783単位</u></p> <p>(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） <u>771単位</u></p> <p>（新設）</p>

→大臣基準告示・百二十九の二

改正後	改正前
<p>し、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>（四）介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>（2）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>（3）介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>（4）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>（5）介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>（6）介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>（7）平成二十年十月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>（8）（7）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	